

# 公共施設等へのネーミングライツ導入に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和4年 月 草津市 総合政策部 経営戦略課

## 1 サウンディング型市場調査（対話）の趣旨

令和3年3月に策定した「草津市行政経営改革プラン」（令和3年度～令和6年度）では、経営的な視点をこれまで以上に重視し、限られた経営資源の中で、時代の変化に対応した最適な行政サービスを実現できるよう、「目指す成果」の達成に向けて、行政経営の課題を解決するための「改革に向けた実施計画（アクション・プラン）」を策定し、経営改革を進めることとしており、そのひとつに「新たな財源の確保」を掲げ、取組を進めているところです。

今回、財源確保や地域経済の活性化、施設の利用者数の増加等に係る取組の一つとして、民間事業者等との対話を通して、広く意見・提案を求める「サウンディング型市場調査」により、公共施設等のネーミングライツ導入の可能性を調査し、令和5年度以降に公募する対象施設等の候補を検討するものです。

## 2 ネーミングライツ（命名権）の概要・考え方

### (1) 定義

ネーミングライツは、本市と民間事業者等との契約により、市の所有する施設または施設の一部に愛称を命名する権利を取得する制度です。市は、これにより、命名権を取得したネーミングライツパートナー（民間事業者等）から、ネーミングライツ料を得て、下記の効果を期待することができます。

### (2) 目的

ネーミングライツは、本市の公共施設の適正な維持管理等を行うための新たな財源を創出するとともに、民間事業者等の広報活動の機会を拡大し、地域経済の活性化や、施設の利用者数の増加、市民サービスの向上、シティセールス等につなげることを目的とします。

この度、ネーミングライツ導入にあたって、効果の見込みを確認するため、サウンディングを実施し、今後の条件整理等に役立てたいと考えています。

### (3) 制度導入による効果

#### ① ネーミングライツパートナー

- (a) 認知度向上やPR効果、事業活動の促進
- (b) 地域の活性化に貢献（CSR）等

※CSRとは：Corporate Social Responsibilityの略。

企業が社会的責任として、地域や社会に貢献することを指します。

## ② 草津市

(a) 財源の確保や公共施設・事業の持続的な運営

(b) 民間の知恵やノウハウの活用による施策や施設の魅力向上等

### (4) 対象

文化施設、スポーツ施設、観光施設、道路、公園、そのほかの市有施設およびそれらの一部等や、市が実施する事業、イベントとします。

これらのうち、実際に対象とする公共施設等について、広告媒体としての価値（広告効果）を見定めながら、ネーミングライツ導入の効果が発揮されるよう、おむね次のような観点で選定するものとします。

＜対象が想定されるもの＞

- ・ 不特定多数の市民等が利用し、相当の利用者数がある、もしくは見込まれるもの
- ・ 市が実施する事業のうち、ネーミングライツの効果があると見込まれるもの
- ・ 年間を通じてイベント等が開催されている、メディアへの露出が相当程度ある、もしくは見込まれるもの
- ・ 上記の他、ネーミングライツの導入効果が見込まれると考えられる公共施設等

※既にネーミングライツ以外の手法により、愛称が付けられている公共施設等については、当面の間、対象外としますが、今回の調査については、市場調査の観点から、愛称を含むものも対象としています。

なお、ネーミングライツを導入する場合は、原則として、既に付いている愛称を含むなど、愛称を活かした名称となるよう条件を設定します。

### (5) 契約期間

原則、3年以上とし、公共施設等の特性や管理・運営形態等に応じて決定することとします。また、指定管理者制度導入施設については、原則、指定期間を考慮した期間の設定とします。

事業やイベント等については、開催期間に合わせるものとします。

### (6) ネーミングライツ料の設定

対象の公共施設等の維持管理費、事業等の必要経費や利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例等を参考に、広告媒体としての価値を総合的に検討し、ネーミングライツ料を設定することとします。今回は、本市が所有する施設等の市場性（設定額の相場）を把握したいと考えていることから、電子申請システムにより、ネーミングライツ料（相場と考える金額）を年額（1万円単位）で提示してください。

## (7) 愛称について

- ① 公共施設等については、「愛称」の付与により条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではなく、公共施設等の所有権、経営等には影響を与えないものとしします。
- ② ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとしします。
- ③ 愛称は、市民や公共施設等の利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとし、「〇〇〇ホール」、「〇〇〇センター」のように、「〇〇〇」の部分に企業名や商品名（ブランド名）等を表示することができます。
- ④ 市は、シティセールスの観点等から、必要に応じて特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項に設定できることとしします。
- ⑤ 公共施設等の利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。
- ⑥ 事業やイベント等については、実施する目的や意図が不明確になり、参加者等が困惑するような「愛称」の付与は不可とし、必要に応じて提案者と協議することとしします。
- ⑦ 原則として、契約期間中の愛称の変更はできません。
- ⑧ その他、草津市屋外広告物条例に反しないものとしします。

## (8) 愛称の表示について

### ① 使用期間

愛称の使用期間は、契約期間の始期から満了日までとしします。

### ② 既設案内板等の付替や修正に要する経費

既設の案内板等の付替や修正（以下「表示変更」といいます。）に要する費用は、ネーミングライツ料とは別途、ネーミングライツパートナーに負担いただきます。

### ③ 工事等の実施

表示変更のための工事は、ネーミングライツパートナーによる施工を基本としします。ただし、施行範囲、実施時期および内容（デザインや大きさ）等は、市と協議の上、決定しします。

※1 屋外看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととしします。また、屋外看板については、草津市屋外広告物条例による規制対象となる点に留意ください。

※2 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間およびネーミングライツ料の変更はありません。

### 3 サウンディングにあたっての前提条件（市の想定であり決定事項ではありません）

#### (1) 対象施設等の概要

本市が所有する施設および事業が対象となります。導入する可能性がある施設として、別紙に施設の基本情報を掲載していますが、記載している施設以外の公共施設やソフト事業についても、提案していただくことが可能です。

※ 本市が対象としない場合は、公募しない場合があります。また、対象施設には、指定管理者が運営する施設も含まれています。公募の際、事前に指定管理者等と調整した上で公募します。

#### (2) ネーミングライツの導入の考え方について

ネーミングライツを導入することにより、次に掲げる事項において、民間事業者等の皆さまがネーミングライツパートナーとして参加したいと考える施設を提案してください。

- ① 施設の魅力向上につながるもの
- ② 施設の活性化につながるもの
- ③ 市民や利用者への理解を得られる可能性が高いもの

#### (3) 参加資格

提案内容に自らが関わる意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する民間事業者、各種団体およびその民間事業者等を代理する広告代理店事業の方々

※法人格は必要ありませんが、個人は対象となりません。

#### (4) 参加申込み

- ① 参加希望者は、令和4年12月 日までに電子申請システムにより必要事項を入力し、申し込んでください。
- ② 別途、対象物件の現場調査等を希望する事業者は、その旨を入力してください。
- ③ 対話および現場調査の日程調整等について、施設所管課と調整の上、市から連絡します。

#### (5) 対話の実施

対話は、参加者の希望を踏まえ、オンライン会議（Zoom等）や、草津市役所における面談、事業所への訪問等により行います。対話方法は、申込みを受付後、別途、調整の上、決定します。

## 4 サウンディングについて

### (1) 当日の対話内容について

- ① 事前に申込内容に沿って内容を確認させていただきますので、御回答いただける範囲で御意見・御提案をお聞かせください。なお、広告を扱う会社およびグループとして、自らが事業に関わる前提で、実現可能な内容をお聞かせください。
- ② 施設運営上の課題や、今後の公募に関連する事項、公募条件において市に配慮して欲しいことなどがあれば御意見をお聞かせください。

### (2) ヒアリング実施期間

令和5年1月中旬～2月上旬を予定しています。対話時間は1事業者1案件につき20分～30分程度を予定しています。詳細な日時等は、別途、連絡します。

### (3) 調査結果概要の公表

- ① 本調査の結果については、その概要を市ホームページで公表します。
- ② 結果の公表に当たっては、対話参加者の知的財産の保護の観点から、事前にその内容を対話参加者に個別に確認します。
- ③ 対話参加者が特定できる情報（事業者の名称等）については公表しません。

### (4) 留意事項

- ① 本調査への参加実績は、事業者公募時における評価の対象とはなりません。
- ② 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ③ 本調査終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。
- ④ 提出資料の著作権は各対話参加者に帰属しますが、返却はしません。

## 5 スケジュール

今回実施するサウンディングをもとに、ネーミングライツを公募する施設を検討し、選定します。導入施設については、令和5年度以降に民間事業者等を公募する予定です。

| 項目              | 日程                            |
|-----------------|-------------------------------|
| 参加申込み受付期間       | 令和4年10月 日( )～<br>令和4年12月 日( ) |
| サウンディング（対話）実施期間 | 令和4年12月中旬～令和5年1月中旬（予定）        |
| 実施結果概要の公表       | 令和5年3月（予定）                    |
| ネーミングライツの募集     | 令和5年度以降                       |

## 6 事務局

本調査に係る事務局は、次のとおりです。

草津市総合政策部経営戦略課

住所：〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-6544 電子メールアドレス：keiei@city.kusatsu.lg.jp